

蒲郡市公共事業イメージアップ実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、蒲郡市が施行する公共事業のイメージアップを図ることで工事現場の作業環境を整え、公共事業に対する市民の理解及び協力並びにそこで働く関係者の意識を高め、もって公共事業の円滑な執行に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 イメージアップを実施できる公共事業は、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

- (1) D I D区域内で、事業費3,000万円以上の工事
- (2) その他、所管課で必要と判断された工事

(イメージアップの方法)

第3条 イメージアップの方法は、次の各号のいずれかに該当するものとし、その内容及び仕様は、別紙を参考とする。

- (1) 工事案内板の設置
- (2) デザイン工事看板の設置
- (3) フラワーポットの設置
- (4) その他、当該工事に必要と思われるもの

(積算)

第4条 イメージアップ経費の積算は、積上げ計上により行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要が生じた場合は、所管課及び関係機関と協議して施行する。

附 則

この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月12日から施行する。

別紙

1 工事案内板

- (1) 起点・終点の2枚を標準とし、現場状況によって枚数の増減をすることができる。
- (2) 図柄は、竹島・ヨットを標準とし、カラープリントシートを基本とする。
- (3) 積算は、カラープリントシートの見積りを徴取し、次の損料により単価を計上する。なお、別途の図柄を採用する場合も同様とする。

ア 工期が90日未満	3分の1
イ 工期が90日以上180日未満	2分の1
ウ 工期が180日以上	全損
- (4) 規格は、縦1.40メートル 横1.10メートルとする。

2 デザイン工事看板

- (1) 積算は、見積りを徴取し、全損単価を決定する。
- (2) 特別な方法で設置する場合は、基礎等を別途に積算し計上する。
- (3) 規格は、次のとおりとし、現場の規模、内容、立地条件により決定する。

ア 縦1.40メートル 横1.10メートル
イ 縦1.80メートル 横1.80メートル
ウ 縦1.80メートル 横2.70メートル

3 フラワーポット

- (1) フラワーポットは造花とし、花の種類は担当課で決定する。
- (2) フラワーポットの種類は、次のとおりとする。

ア 床置型	長方形220×640程度
イ フェンス用	固定式(ポット型)
ウ ガードレール用	固定式(ポット型)
- (3) 積算は、見積りを徴取し、次の損料により単価を計上する。

ア 工期が90日未満	3分の1
イ 工期が90日以上180日未満	2分の1
ウ 工期が180日以上	全損

- (4) 設置費等は、見積り単価に含む。

4 特殊な施設を設置する場合は、別途に積算し計上する。

5 配置図又は数量は、特記仕様書に明示する。